

2024(令和6)年度

第1回介護サービス事業者等集団指導

資料①：居宅介護支援（介護予防支援）

資料③：地域密着型サービス

2024(令和6)年6月28日(金)

伊賀市 介護高齢福祉課

資料①

居宅介護支援 (介護予防支援)

2024（令和6）年6月28日

6. 居宅介護支援①

改定事項

- 居宅介護支援 基本報酬
- ① 1(1)①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
- ② 1(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）
- ③ 1(1)③他のサービス事業所との連携によるモニタリング★
- ④ 1(3)⑩入院時情報連携加算の見直し
- ⑤ 1(3)⑪通院時情報連携加算の見直し
- ⑥ 1(4)⑥ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
- ⑦ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑧ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑨ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑩ 2(1)⑫ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
- ⑪ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑫ 3(3)⑭公正中立性の確保のための取組の見直し
- ⑬ 3(3)⑮介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）

6. 居宅介護支援②

改定事項

- ⑭ 3(3)⑯介護支援専門員1人当たりの取扱件数(基準)
- ⑮ 4(1)⑧同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
- ⑯ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑰ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1月あたり

居宅介護支援費（Ⅰ）

・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

○居宅介護支援（ⅰ）

	< 現行 >		< 改定後 >
a 要介護1又は2	1,076単位	➡	1,086単位
b 要介護3、4又は5	1,398単位		1,411単位

○居宅介護支援（ⅱ）

a 要介護1又は2	539単位	➡	544単位
b 要介護3、4又は5	698単位		704単位

○居宅介護支援（ⅲ）

a 要介護1又は2	323単位	➡	326単位
b 要介護3、4又は5	418単位		422単位

介護予防支援費

地域包括支援センターが行う場合
指定居宅介護支援事業所が行う場合

< 現行 >
438単位
新規



< 改定後 >
442単位
472単位

居宅介護支援費（Ⅱ）

・指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

○居宅介護支援（ⅰ）

	< 現行 >		< 改定後 >
a 要介護1又は2	1,076単位	➡	1,086単位
b 要介護3、4又は5	1,398単位		1,411単位

○居宅介護支援（ⅱ）

a 要介護1又は2	522単位	➡	527単位
b 要介護3、4又は5	677単位		683単位

○居宅介護支援（ⅲ）

a 要介護1又は2	313単位	➡	316単位
b 要介護3、4又は5	406単位		410単位

新 設

<介護予防支援の指定及び取り扱いについて>

◆人員基準

- ・管理者は、主任介護支援専門員の資格が必要です。
- ・管理者は、管理に支障がない場合に限り、同一敷地内外問わず他の事業所の職務と兼務が可能です。
- ・居宅介護支援事業所で、現在、経過措置により管理者が主任介護支援専門員でない事業所が介護予防支援の指定を受ける場合は、新たに主任介護支援専門員の管理者が必要です。

◆事業の実施範囲

- ・伊賀市の指定を受けた介護予防支援事業所の事業の実施範囲は伊賀市内（伊賀市の被保険者）に限定されます。
- ・市外で事業を実施する場合は、その場所の自治体の指定が必要となります。

◆ 指定を受けた居宅介護支援事業所が担当できるのは、「介護予防支援」のみ

- ・要支援者のプランには、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、指定事業所として行うことができる業務は「介護予防支援」のみです。
- ・介護予防ケアマネジメントは従前どおり、地域包括支援センター、または包括からの委託を受けた居宅介護支援事業所しか担当できません。

◆ 指定を受けた居宅介護支援事業所でも、包括からの委託を受けることは可能

- ・指定を受けた居宅が介護予防支援を直接担当していたケースが 介護予防ケアマネジメントとなった場合も 包括からの委託により継続して担当することは可能ですが、その都度、居宅の届出が必要となります。
- ・利用者との契約は、あらかじめ利用者・包括・居宅の三者で行うことにより、その都度契約を取りなおす必要がなくなります。

◆介護予防支援における加算の新設

- ◎特別地域介護予防支援加算：所定単位数の**15%**を加算
- ◎中山間地域等における小規模事業所加算：所定単位数の**10%**を加算
- ◎中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：所定単位数の**5%**を加算

新 設

＜業務継続計画未策定減算＞

◆令和6年4月から義務化された「**業務継続計画（BCP）**」が未策定の場合は、基本報酬が減算となります。

【経過措置】

- 令和7年3月31日までは、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については減算を適用しない。
- 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画の策定」が行われていれば、減算を適用しない。

【減算内容】

- ◎ **施設・居住系サービス** : 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
- ◎ **その他のサービス** : 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※今後、運営指導等で未策定が確認された場合、令和6年4月まで遡及して減算となります。（経過措置除く）

新 設

<高齢者虐待防止措置未実施減算>

◆令和6年4月から義務化された「**高齢者虐待防止措置**」が未実施の場合は、基本報酬が減算となります。

【虐待防止措置】 ※以下の措置が1つでも講じられていないと減算となります。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【減算内容】

◎所定単位数の**100分の1**に相当する単位数を減算

※今後、運営指導等で未実施が確認された場合、確認された月の翌月から減算となります。

見直し

＜身体的拘束等の適正化＞

◆身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から見直しが行われ、運営基準に規定されました。

※訪問系・通所系サービス、福祉用具貸与・販売、居宅介護支援

【規定内容】

- 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

見直し

<取扱件数の見直し>

◆今回の改定で、ケアマネジメントの質を確保しながらも業務効率化を進めることで、介護支援専門員の人材を有効活用する目的で、介護支援専門員 1 人当たりの利用者数が以下のように見直しされました。

【報酬での基準】

◎居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）40未満⇒45未満

◎居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ）40以上60未満⇒45以上60未満

◎居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅰ）45未満⇒50未満

◎居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅱ）45以上60未満⇒50以上60未満

※居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件が、「ICT 機器の活用または事務職員の配置」から「ケアプランデー
タ連携システムの活用及び事務職員の配置」に変更されました。

※要支援者数を算定する場合は、2分の1換算から3分の1換算へ変更されました。

【人員での基準】

◎ 現行：利用者の数が 3 5 またはその端数を増すごとに 1 とする。

◎ 改定：①利用者の数が 4 4 またはその端数を増すごとに 1 とする。

※指定介護予防支援を行う場合にあっては、指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加える。

②指定居宅介護支援事業所がケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が 4 9 またはその端数を増すごとに 1 とする。

新 設

<同一建物減算>

- ◆利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合に基本報酬が減算となります。

【算定要件】

- サービス付き高齢者向け住宅等に併設する事業所が入居者のケアマネジメントを行う場合。
- 事業所が同一の建物に住む利用者のケアマネジメントを1か月当たり20名以上行う場合。

【減算内容】

- ◎所定単位数の95%を算定

見直し

<「書面掲示」規制の見直し>

◆運営規程や重要事項説明書等の事業所内での「書面掲示」について見直しが行われました。

※全サービス

【規定内容】

- これまでの「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結できるよう、原則として、重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等または情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。

※令和7年度から義務付けになります。